

# 喫煙可能店（室）を設置される方へ

～受動喫煙防止対策として必要な措置があります～

## 1 標識を必ず掲示してください

喫煙可能室を設置する場合は、施設入口に標識の掲示が義務づけられます。  
(※罰則規定あり:違反の場合50万円以下の過料)

〈施設全体を喫煙室とする場合(1枚)〉



〈施設の一部を喫煙室とする場合(2枚)〉



## 2 20歳未満は立入禁止です

喫煙可能な場所には、20歳未満の人(客も従業員も)は、立入らせてはいけません。

## 3 書類を保管してください

既存特定飲食提供施設の要件を証明する書類を、店内に保管することが義務づけられます。(※罰則規定あり:違反したら20万円以下の過料)

### 【保管すべき書類】

- ①客席部分の床面積が確認できる資料 (店舗図面等)
- ②資本金の額又は出資の総額に係る資料 (登記、貸借対照表、決算書、企業パンフレット等)

【参考】 既存特定飲食提供施設の三要件とは……(※経過措置として特例)

- 個人経営など経営規模が小さいこと(資本金5,000万円以下)
- 客席面積が小さいこと(面積100㎡以下)
- 令和2年4月1日現在営業していること

## 4 届出が必要です

喫煙可能室設置施設の管理権原者は、店舗の所在地を管轄する保健所に『喫煙可能室設置施設』届出書を提出する必要があります。

また、その後の変更や廃止のときも届出が必要となります。